



— 目次 —

ヘッドラインニュース	1
第27回 人権・同和問題啓発映画・講演会記録	2
「ビジネスと人権～人権デューデリジェンスへの取り組み」	
コラム 銀行業におけるCSRを考える	5
第22回「途上国石炭火力発電と銀行業」	
日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達 英一郎 氏	
銀行インタビュー	6
「七十七銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	11

\*\*\*\*\* ヘッドラインニュース \*\*\*\*\*

**国連気候サミット開催**

9月23日、潘基文国連事務総長の呼びかけにより、国連気候サミットがニューヨークの国連本部で開催されました。安倍総理やオバマ米大統領をはじめ、計178か国および地域の首脳や閣僚が参加しました。

今回のサミットのテーマは「行動の促進 (Catalyzing Action)」であり、各国首脳が本サミットにおいて意欲的な声明や行動計画を示し、排出量削減等の地球温暖化対策に関する政治的意思を結集することで、2015年末のパリ気候変動会議(COP21)における意義ある合意につなげることを目的としています。

各国首脳はスピーチにおいて、自国の温室効果ガス排出削減や地球温暖化への適応に係る取り組み等を紹介したほか、COP21での採択が予定されている、京都議定書に続く新たな国際的枠組みに合意することが重要であることを表明しました。

**気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書統合報告書が採択**

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第40回総会が26年10月27日～31日、デンマーク・コペンハーゲンにおいて開催され、IPCC第5次評価報告書統合報告書が採択されました。

IPCC第5次評価報告書は、3つの作業部会報告書

と今回の統合報告書から構成されており、4つのテーマのもと、各作業部会の内容を横断的にとりまとめています。

この報告書では、産業革命以前と比べて温暖化を2℃未満に抑制するためには、CO<sub>2</sub>等の温室効果ガスについて、今後数十年間にわたり大幅に排出を削減し、21世紀末までに排出をほぼゼロにする必要があると述べられています。

統合報告書を含む一連のIPCC第5次評価報告書は、今後、「気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC)」をはじめとする、地球温暖化対策のための様々な議論に科学的根拠を与える重要な資料となります。

**認知症サミット日本後継イベント開催**

平成25年12月にロンドンで開催された「G8認知症サミット」の後継となる日本政府主催の国際会議「認知症サミット日本後継イベント」が11月5日～7日まで開催されました。

「G8認知症サミット」では、次回サミットを27年に米国で開催されることや、26年に日本等の4か国で国際会議を開くことが決定されており、今回のイベントはこの決定を受けたものになります。

今回のイベントは、「新たなケアと予防」をテーマとし、世界保健機構(WHO)や、各国の政府関係者関係者、医療関係者等約300名が集い、知見や経験を共有し、認知症をめぐる現状や課題について話し合いました。

イベントの初日の5日は各国の認知症の予防とケアの現状報告や、認知症に関する理解促進や教育の推進といったテーマでの「専門分科会」が開催され、6日は将来に向けた課題をとりまとめる国際会議が開催されました。

安倍総理は6日の会議に出席し、そのあいさつの中で、わが国の認知症施策を加速するための新たな戦略を策定することを表明しました。

## 「ビジネスと人権～人権デューディリジェンスへの取組み」

8月1日、第27回人権・同和問題啓発映画・講演会を開催し、大阪経済法科大学法学部 菅原絵美助教から、「ビジネスと人権～人権デューディリジェンスへの取組み」というテーマで講演いただきました。その要旨は、以下のとおりです。



▲大阪経済法科大学法学部 菅原絵美助教

### はじめに

人権デューディリジェンスとは、国際連合（国連）が2011年に定めた「ビジネスと人権に関する指導原則」の中に登場する言葉である。なお、指導原則でデューディリジェンスというのは、「相当な注意」という意味である。

なぜ、ビジネスと人権という問題にこれだけ世界的な注目が集まっているのだろうか。一つの要因として、国連が企業と人権という問題に注目し始め、企業に向けた原則を初めて定めたということがある。

### 「ビジネスと人権」における金融機関

「ビジネスと人権」における金融機関の位置付け、役割はここ数年で変化してきている。象徴的に取り上げられる出来事として、韓国の鉄鋼会社によるインドでの製鉄所建設の事件がある。この鉄鋼会社がインドで土地を集めた際に、何百世帯もの家族の強制立ち退きがあり、強制立ち退きに遭った住民が OECD 多国籍企業行動指針の各国窓口に対して人権侵害の申立てをしたが、その際に、鉄鋼会社と一緒に、この鉄鋼会社に投資をしていたオランダの大手年金基金とノルウェーの政府年金基金も申立

てられた。つまり、人権侵害を直接行なった企業のみならず、その事業に融資をした側にも責任が問われる場合があるのである。

この例のように社会が金融機関に期待する役割は変わってきた、増えたという印象を感じている。伝統的に金融機関には企業の活動を支持したり監視したりする役割、つまり投融资先の取組みを評価し、人権、環境のパフォーマンスがよい企業を評価して投資をする社会的責任投資（SRI）に代表される役割があった。そこから現在は、自らの取組みとして、人権に悪影響を及ぼす企業とは取引をしない、すなわち金融機関としての人権尊重責任を問われることになってきた。金融機関が融資をしているということは、その融資先の企業が人権侵害を引き起こさない、環境破壊を引き起こさないということを事前に、または定期的に調べたうえで決定しているのか、ということが問われる。調査をしないで、ただ単に融資したのであれば、この融資先の行った侵害行為に加担したのであり、金融機関にも責任が生じる。

### 「ビジネスと人権に関する指導原則」とは

このようにビジネスと人権、また金融機関の役割に対して関心が高まる背景として、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」がある。

この指導原則は2011年に定められたものであり、その後世界的に広がり、CSRのガイドラインに導入されている。例えば ISO26000 の人権の項目には、指導原則の中身がそのまま盛り込まれている。

この指導原則は、3つの柱から成っている。

第1の柱は「国家の人権保護義務」である。人権に対する義務というのは、誰よりもまず国家が負っており「国家に義務が課されていることを認識せよ」という原則を掲げ、自国の企業もしくは自国で活動する企業が人権を尊重するような法制度をつくりなさいということ

---

国家に求めている。

第2の柱が、後述する「企業の人権尊重責任」である。

第3の柱が、「救済へのアクセス」である。どんなに人権尊重に取り組んだとしても、人権に対する被害、侵害は発生してしまうので、その際に被害者がアクセスできるような救済の手続きを設けなさい、という内容である。

なぜこの指導原則が注目されるのか。今まで世界各地でいろいろな原則がつけられてきたが、国連という権威を背負った世界共通の原則は、なかなかまとまらなかった。1960年代から、国連は、企業活動を規制する規範を何度も定めようとして取り組んできたが、先進国と途上国の間の対立、規範に批判的な企業やその企業を支持する国家と先住民族やNGOとの間の対立があり、失敗をしてきた。2005年に、企業と人権に関するフレームワークの作成の担当として任命されたのがジョン・ラギーというハーバード大学の教授だった。ラギー教授は、全世界で47回の会議を開催した。そして、2011年の国連人権理事会において、政府、企業、市民社会、労働組合、そして投資家から幅広い支持を得るというかたちで、この指導原則が承認された。このような幅広い支持を得たことで、指導原則は一気に世界に広がっていった。

### 「ビジネスと人権」という視点

日本における人権のとらえ方と、国際社会における人権のとらえ方の間には、非常にギャップがある。日本企業がこのギャップを意識することが、国内における人権デューデリジェンスの取組みのあり方を振り返るヒントになるのではないかと感じている。

皆さんは、「人権」と聞いて、何をイメージするだろうか。皆さんが今、心に思い浮かべているイメージに対して、質問を加えたい。「それは誰の何の権利だろうか」。

日本で人権と言うと、「みんな仲良く」「和をもって尊しとする」「思いやり」等、どうしても抽象的な言葉が浮かんでくる。しかしながら、世界で語られている人権とはもっと具体的なものである。「人権」を英語で書くと“Human Rights”、つまり複数形であり、単数、抽象的なものではない。生命への権利、労働への権利、食料への権利、健康への権利、そして教育への権利など具体的なものである。例えば「世界人権宣言」には、具体的な権利と自由が28項目掲げられている。

また、人権侵害の被害は弱者に集中する。そこで、「誰の何の権利か」というのを具体的に考える。これが人権とは何かというのを考えるに当たって、非常に重要な視点になる。

人権を具体的に考えつつビジネスの場に適用すると、「誰の何の権利か」の「誰」の部分はステークホルダーになる。ステークホルダーとは、企業もしくは金融機関の判断、決定や行動によって影響を受ける人もしくは集団、要は、労働者、消費者・顧客、地域住民、株主、投資家等である。人権問題の「誰の権利か」の「誰」には、このステークホルダーが全部当てはまる。まさに「人があるところに人権あり」である。

日本のこれまでの視点と、世界の視点のギャップの橋渡しには、どういう考え方をしたらいいのか。1つ提案がある。日本では、これまで同和問題をはじめ在日コリアンの問題、障がい者の問題、女性・子どもの問題と当事者別アプローチで人権問題が語られてきた。これをビジネスと人権、今の世界の視点から言うと、当事者×「職場、市場、地域社会」というかたちで見に行ったらどうであろうか。

例えば、ビジネス活動と子どもの接点として思い付くのは児童労働だろう。これを「職場、市場、地域社会」という視点で見ると、児童労働はまず、「職場」における労働者としての子どもの問題である。次に、「市場」、つまり消費

者・ユーザーとして子どもを考えた場合には、マーケティングや広報の問題、例えば子どもの肥満に影響がある食品についての広告の自主規制が出てくる。

## 人権デューディリジェンスの取組み

人権というのはあらゆる企業活動の側面に関わる問題であり、企業活動として、どのように人権への取組みを実現していくかについて定めたのが国連の指導原則である。

指導原則の第2の柱が企業の人権尊重責任であり、企業は人権を尊重する責任を負うとしている。この「尊重する」とは「侵害をしない」ということである。より積極的な活動を求めるところまでは責任に含めていない。あくまでも、侵害をしないということである。

では、「企業が人権を尊重する」ということはどういうことなのか。指導原則では、続いて「企業の人権尊重責任を果たすためには、次の方針やプロセスを実現してください」とある。ここがまさにデューディリジェンス、「人権に対して相当な注意を払っていると言えるためには、これだけのことをしてください」という中身である。

まず、人権尊重を盛り込んだ基本方針をつくってください、2番目に人権デューディリジェンスのプロセスをつくってくださいということがあげられている。具体的には、人権影響評価、すなわち、自分たちの事業活動がどういう人権に悪影響を及ぼすのか、可能性があるのかというところを事前に、そして定期的にチェックしてくださいということである。次に、事前および定期的なチェックを踏まえ、その結果を社内で検討できるような仕組みづくりをしてくださいということが掲げられている。さらに、以上のような取組みをしているのであれば、毎年その取組みを調査し、追跡評価し、取組みの内容を外部へ報告してください、というもので

ある。3番目に、これだけの取組みをしても、やはり侵害が発生してしまうことがあるので、人権侵害が発生した際に対処できるよう、改善のためのプロセスとして、相談窓口、救済の手続きをつくってくださいとある。

## 影響評価・スクリーニングにおける「リスク」

企業にとって人権尊重はリスクマネジメントであるか、という質問をよく受ける。ここで大事なのは、いったい誰のリスクの話をしているのか、ということである。「誰のリスク」という点で、企業でリスクマネジメントの話をすると、当然ながら「経営のリスク」が中心になり、「人権」つまり「人に対するリスク」という考え方が欠落しがちになってしまう。

人権への深刻さは、なかなか企業では測れない。そこで、人権に関する専門家や現地の人権NGO、当事者と話をする中で、どれくらい深刻なのかを測っていかないと、顕在化して深刻な問題を企業にもたらすような人権リスクに結び付くのかというところが見えにくい。

「企業にとって人権尊重は、リスクマネジメントである」ということの意味は、いったい誰のリスクなのか、「人のリスク」が入っているのか、ということが重要になる。

## 最後に

企業にとって人権は経営課題である。人事としての側面も重要である一方、実はもっと広がりがあり、調達、製造、投資、融資、営業・販売、広報、企業活動のあらゆる局面に人権問題が存在している。

投融資先が人権に対して適切な活動をしているのかを見る場合は、企業経営そのものを見る必要がある。金融機関にとって人権問題は、まさに投融資先の人権侵害によって投融資の元である金融機関自体の責任が問われる昨今、経営課題として重要性が上がってきているのではないだろうか。(了)

## 第 22 回「途上国石炭火力発電と銀行業」

### はじめに

“Coal Finance”という言葉がある。金融機関が行う、石炭鉱山開発や石炭火力発電所建設のための投融資を意味する。この“Coal Finance”に、大きな批判が巻き起こっている。今年4月、Rainforest Action Network, the Sierra Club, and BankTrack という3つのNGOが共同で発表したThe 2014 Coal Finance Report Cardと題する報告書は、主要外銀が2013年に米国内の露天掘り石炭鉱山と石炭火力発電所に資金提供を行った総額は317億ドルに達したとしたうえで、個別行の関与の濃淡を評価し、独自の格付けを公にした。いくつかの銀行は、方針転換を迫るキャンペーンの対象にもなっている。

### 米国政府の「気候変動行動計画」が反石炭を加速

環境NGOによる反石炭キャンペーンは過去からあったが、運動を勢いづかせているのは昨年6月の米国政府の政策決定だ。オバマ大統領が発表した「気候変動行動計画」では、石炭火力にとっては二酸化炭素の回収・貯蔵(CCS)施設なしでは達成困難なレベルのCO<sub>2</sub>排出基準の制定を検討することを表明。あわせて、海外の石炭火力の新設に対する公的金融支援を終了し、他国や国際金融機関等にも同様の措置を求めていく旨の方針を示したのだった。

その後、北欧諸国や英国などが同様の方針を支持し、現在、先進各国の輸出信用機関を束ねるOECD輸出信用・信用保証部会の決定に、石炭関連施設支援抑制の方針を盛り込むか否かが焦点になっている。

### にわかに問題視される日本の姿勢

この段階になって、にわかに問題視されてきたのが日本の姿勢だ。米国の有力環境NGOであるNatural Resources Defense Councilの推計によると、OECD加盟国と中国が2007~2013年の間に、海外の石炭関連施設に対して輸出信用機関を通じて公的資金支援は、322.8億ドルに及ぶが、そのうち日本は150.7億ドルを占めるとされている。これは、断トツの存在である。

この背景には、石炭燃焼技術を売りにしようとする国家戦略がある。「日本再興戦略(改訂2014)」にも、「高効率火力発電(石炭・LNG)の導入推進及び国際展開」という一節があり、「世界最高の技術水準による地球規模でのCO<sub>2</sub>排出抑制のため、公的金融支援やトップ外交を通じアジア・東欧等の新興国へ普及させる」と明言されている。

実際、日本政府は1月にはモザンビークで、3月にはベトナムで石炭火力導入に協力を約束。9月には、スリランカで石炭火力建設の可能性を模索すると表明したほか、インド、オーストラリア、チリ、バングラデシュ、メキシコの各国首脳との会談でも、高効率石炭火力の重要性を共同声明に盛り込んだ。

### レピュテーションリスク顕在化への備えが必要

民間の動きも活発だ。今年に入ってからだけでも、フィリピン、マレーシア、カンボジア、ミャンマーなどで日本の総合商社が石炭火力発電事業に参画する発表が相次いだ。

いまのところ、「自然体でも途上国の石炭火力発電所は増加の一途を辿るから、高効率なものを普及することで温暖化抑制に貢献できる」とする日本の主張と、「石炭を高効率で燃焼させても、排出係数はLNGには及ばない」、「低炭素電力に一気に舵を切らなければ平均気温上昇を2℃程度に抑え込むことは絶望的だ」という欧米の主張は噛み合っていない。

ただ、今回の批判は、環境NGOだけではなく、欧米政府や海外年金基金などとの摩擦を覚悟しなければならない点で複雑である。融資等で関係する銀行にも、十分な説明責任が求められている。

#### ◆執筆者ご紹介◆

**足達 英一郎(あだち えいいちろう)氏**

日本総合研究所 理事

創発戦略センター/ESGリサーチセンター

昭和61年 一橋大学経済学部卒業。

環境やCSR経営の視点から見た産業調査、  
企業分析の分野が専門。

## 「七十七銀行における社会貢献活動」

このコーナーでは、CSRにかかる各銀行の取組みを紹介しています。

今回は、七十七銀行 総合企画部 広報・関連事業課様から同行の社会貢献活動の取組みについてお話を伺いました。

### 一七十七銀行における社会貢献活動の取組みについて教えてください。

当行では、「社会貢献活動の基本方針」を制定し、「地域との交流」、「環境問題への取組み」、「金融教育の支援」、「文化活動の後援」、「スポーツの振興」および「社会福祉への貢献」の6つのテーマを掲げ、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。

#### 社会貢献活動の基本方針

地域社会の一員として地域社会との交流を深めるとともに、文化・教育振興支援、社会福祉活動等の社会貢献の継続的な活動を通じ、地域との共栄、地域奉仕を实践してまいります。

### 一七十七銀行における平成 26 年度の社会貢献活動計画について教えてください。

平成 26 年度の当行の社会貢献活動計画は次の通りです。

#### 平成 26 年度社会貢献活動計画

1. 地域の復興・活性化を後押しするとともに、環境問題などの社会的課題の解決を図るため、金融サービスの提供を通じて貢献する活動を推進してまいります。
2. 地域経済の担い手の育成に貢献するため、当行の実務知識やノウハウを活かした金融教育に積極的に取り組んでまいります。
3. 当行の役職員へ社会貢献活動の啓発を進めるとともに、社会貢献にかかわる役職員の活動を支援してまいります。

### 一「地域との交流」の具体的な取組みについて教えてください。

#### ◎地域行事への参加

平成 26 年 5 月、第 30 回「仙台青葉まつり」が開催され、行員約 190 名がまつりのハイライトである山鉦巡行に参加しました。当行の「七福大太鼓山鉦」の勇壮な太鼓の音が響く中、この日のために練習を重ねてきた踊り手の演舞に観客から拍手と声援が送られました。

また、毎年 8 月に開催される、東北三大祭りの一つである仙台七夕まつりでは、まつりの会場となるアーケード内の営業店と本店営業部前に七夕飾りを飾っているほか、毎年 1 月に行われる小正月の伝統行事であるどんと祭では、大崎八幡宮へ裸参りを行うなど、地域のお祭りや各種イベントへの参加を通じ、地域との交流を図っております。



#### ◎ロビー展の開催

当行では、地域との交流を図るため、営業店のロビー等を開放し、写真展や絵画展を開催するなど、地域のさまざまな活動を紹介しております。

平成 26 年 8 月には、「第 16 回日本ことば遊び回文コンテスト」の入選作品を一番町支店のショーウィンドーに展示いたしました。平成 26 年 12 月には、クリスマス为主题に園児が描いた絵画を営業店のショーウィンドーに展示するクリスマス絵画展を開催いたします。

#### ◎子ども 110 番の家の活動

当行では、平成 26 年 2 月より、地域の防犯活動支援の一環として、宮城県警察と連携し「子ども 110

番の家」の活動を開始いたしました。

万一、不審者に声をかけられた場合などは、最寄りの当行営業店に駆け込んでいただき、当行が警察等に連絡するなど、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていく取組みです。

なお、警察と協定を締結のうえ、本活動を実施する金融機関は東北では当行が初めてとなります。



### —「環境問題への取組み」の具体的な取組みについて教えてください。

#### ◎被災した海岸防災林の植樹活動

当行は「日本の森を守る地方銀行有志の会」のメンバーとして、美しい健全な自然を次世代に引き継いでいくための活動を行っております。

この「日本の森を守る地方銀行有志の会」は、各行の森づくり活動等の情報をネットワーク化することにより、国土の7割を占める日本の森を守る活動を支援する目的で発足した組織です。

平成25年4月に仙台市で開催された「日本の森を守る東北サミット」では、震災により甚大な被害を受けた海岸防災林を再生するため、新入行員135名がクロマツの苗木約750本の植樹を行いました。

クロマツの苗木は順調に成長しており、今後も地元金融機関として当行が管理してまいります。



#### ◎環境に配慮した店舗の設置推進

環境負荷軽減の観点から、当行では環境に配慮した店舗の設置を推進しております。

平成26年6月には、塩釜西支店がLED照明および省エネ型空調機を導入した当行5カ店目の「環境対応店舗」として新築移転をしたほか、長町南支店が、太陽光発電システム・高性能ガラス・照明自動調光システム等を取り入れた当行初の「エコ店舗」として開店いたしました。

#### ◎LED照明への切替え

省エネルギーへの取組みを強化するため、平成27年9月末までに、全ての店舗（既にLED照明を設置している店舗および建替えを予定している店舗を除く）およびキャッシュサービスコーナーを対象に、営業室やロビー等の照明を蛍光灯からLED（発光ダイオード）へ切替えを進めております。

LED照明への切替えにより、照明の間引き等で節電に努めている現状と比べ、年間約435千kWh（一般家庭の約120世帯分）の電力使用量が削減できる見込みです。

### —「金融教育の支援」の具体的な取組みについて教えてください。

#### ◎東北学院大学提供講座

当行では、平成23年度より、東北学院大学経営学部において銀行実務をテーマとした「七十七銀行提供講座」を開講しており、本年度の講義も9月に開始し、約160名が受講しております。

「七十七銀行提供講座」では、銀行業務の具体的な内容や最近の金融動向および地域経済における地域金融機関の役割等について、当行行員が講師となり、講義を行っております。



## ◎全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」宮城大会

人生設計や生活防衛に不可欠な金融経済知識を習得する教育事業を通じて、地域への社会貢献を図るため、特定非営利活動法人金融知力普及協会との共催により、全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」宮城大会を毎年開催しております。

平成 25 年 12 月、5 回目となる宮城大会を当行本店で開催し、26 チーム(52 名)の皆さまに参加いただきました。

今年度も、6 回目となる宮城大会を平成 26 年 12 月に当行本店で開催予定です。優勝チームは、宮城県を代表して全国大会へ出場します。

## ◎体験型教育プログラム「スチューデント・シティ」の活動開始

当行は、平成 26 年 8 月に、仙台市が取り組む体験型教育プログラム「スチューデント・シティ」に協賛・出店いたしました。

「スチューデント・シティ」はブースに再現された店舗・事務所での従業員や顧客としての体験を通じて、経済や社会の仕組み、仕事の流れなどについて学ぶ体験型教育プログラムで、仙台市の公立小学校 5、6 年生の授業のカリキュラムの一部として行われるものです。

当行のブースでは支店のカウンターを再現し、銀行の窓口業務を体験していただきます。平成 26 年度は計 27 回の活動を予定しています。



## ◎七十七銀行金融資料館

平成 10 年 12 月、七十七銀行金融資料館は創業 120 周年を記念し、地域の皆さまの長年のご愛顧への感

謝を込め開設しました。お金の歴史と役割、銀行の誕生と発展、宮城県や日本の産業経済等をわかりやすく紹介しています。

平成 26 年度上半期は、小・中・高計 27 校の学生を含む約 800 名の皆さまに来館いただき、金融教育の場にご活用いただきました。また、平成 25 年 4 月から 6 月までの期間、「仙台・宮城destinationキャンペーン」の観光スポットとしても紹介されました。



## —「文化活動の後援」の具体的な取組みについて教えてください。

### ◎七十七スターライトシンフォニー

“SENDAI 光のページェント”は、仙台市民の手作りによる冬の風物詩として定着しておりますが、当行も市民の一員としてこのページェントを盛り上げたいとの趣旨で、平成 3 年より「七十七スターライトシンフォニー」と題しコンサートを開催しております。

昨年は森山良子さんをゲストにお迎えしました。23 回目の開催となる今回は、加山雄三さんをゲストに迎え、仙台フィルハーモニー管弦楽団の演奏をバックに数々のヒットナンバーをお届けします。

また、会場では震災復興や光のページェントの運営等に役立てていただけるよう募金活動も実施します。



## ◎七十七ふれあいコンサート

「七十七ふれあいコンサート」は、地域の小・中学生の皆さまに迫力ある生のオーケストラ演奏に接する機会を提供することを目的としたコンサートです。仙台フィルハーモニー管弦楽団の協力のもと、平成4年度より開催し、通算で50回目を迎えました。

震災後は音楽の力によって震災復興への勇気と希望を与える一助になればとの思いを込め、石巻市、気仙沼市、東松島市など、震災の被害が大きかった地域を中心に開催してまいりました。

平成26年度は2回開催し、大和町と南相馬市で、生徒によるオーケストラ指揮の体験等を交えながら生演奏を楽しんでいただきました。



## 一「スポーツの振興」の具体的な取組みについて教えてください。

### ◎地元プロスポーツチームを通じたスポーツ振興

当行は、ベガルタ仙台、東北楽天ゴールデンイーグルス、仙台89ERSのオフィシャルスポンサーとして地元プロスポーツチームの活動を支援し、地域のスポーツ振興に貢献しております。

総合口座通帳およびICキャッシュカードに上記3チームのキャラクターデザインを採用しており、より多くのお客さまに地元プロスポーツに親しんでいただいております。



### ◎仙台国際ハーフマラソン大会での給水活動

平成26年5月、「仙台国際ハーフマラソン大会」において、行員約30名が給水スタッフとしてボランティア活動に取り組みました。

当行本店ビル近くに設置された給水所で、約13,500名のランナーに熱い声援を送りながら給水活動を行いました。



### ◎運動部の活動を通じたスポーツ振興

当行では、運動部の活動を通じて地域のスポーツ振興に取り組んでおります。

硬式野球部、陸上競技部、バドミントン部は、全国レベルの大会等に出場しているほか、スポーツ振興を通じて震災復興の一助になればとの思いを込め、技術指導等を積極的に行っております。

平成26年度の取組みの一例を紹介します。

#### ・硬式野球部

平成26年6月、当行が共催した富谷町少年野球大会に出場した64チームを対象に、野球教室を開催しました。

#### ・陸上競技部

平成26年6月、日本陸連の公認記録会である「第7回七十七銀行陸上競技記録会チャレンジ2014」を開催し、被災地域の学生を含む約1,830名の皆さまにご参加いただきました。

#### ・バドミントン部

平成26年8月、塩釜市教育委員会主催のバドミントン講習会に参加した、塩釜市内の中学生約60名を対象に技術指導を行いました。



## 一「社会福祉への貢献」の具体的な取組みについて教えてください。

### ◎七十七愛の募金会

「七十七愛の募金会」は当行がこれまで地域社会から受けてきたご支援への感謝の意を表すため、平成6年に社会福祉事業・施設等への寄付を目的として当行役職員により設立されました。

平成26年10月には、宮城県内社会福祉協議会から推薦を受けた、社会福祉施設5団体と、ボランティアグループ7団体に対して総額170万円を贈呈いたしました。



### ◎企業献血による献血事業への協力

医療に必要な血液の安定的な確保に寄与するため、宮城県赤十字血液センターの協力を受け、企業献血を実施しております。平成26年度上半期は本店、泉センターの他、11カ店において移動採血車による献血を実施し、約260名が参加いたしました。

また、平成20年に創業130周年を記念して、宮城県赤十字血液センターに移動採血車1台を寄贈しており、県内各地で活用いただいております。



### ◎「小さな親切」運動

当行は、「小さな親切」運動宮城県本部の設立以来、38年にわたりその活動の事務局を務めており、企画・運営に携わっております。

毎年、仙台七夕まつりの開催前には、「夏の仙台・クリーンキャンペーン」を実施しており、平成26年度は、当行役職員約100名（会員企業合計約300名）が参加し環境美化活動に取り組みました。

また、毎年、県内の社会福祉施設に車椅子を寄贈するとともに、老人福祉施設を慰問し、演芸大会などを行っております。

このほかにも、毎年、県内の小学校などに当運動のシンボルフラワーであるコスモスの種子の寄贈を行っているほか、使用済の切手やプリペイドカードの収集を行い、収集実践団体等へ寄贈しております。



### ◎自動体外式除細動器(AED)の設置拡大

当行では、これまで、本店営業部に自動体外式除細動器(AED)を設置しておりましたが、平成26年11月に、新たに事務センター、泉センター、研修所および宮城県内営業店13カ店(名掛丁支店、二日町支店、御町支店、長町支店、泉支店、宮町支店、塩釜支店、石巻支店、気仙沼支店、古川支店、佐沼支店、白石支店、岩沼支店)への設置拡大をいたしました。

## 一今後の社会貢献活動への取組み方針について教えてください。

当行は、経営の基本理念である行是の第一に掲げる「奉仕の精神の高揚」という考え方のもと、地域の皆さまと共に歩み続ける企業を目指し、今後も、社会貢献活動に積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

# 全銀協におけるCSR活動

## 1. 金融経済教育活動

### ○ 経済広報センター「教員の民間企業研修」を受入れ

全銀協では、平成 18 年度から（一財）経済広報センターの「教員の民間企業研修」プログラムに協力し、毎年、学校の夏休み期間に教員向け研修を実施しています。

今年度は、7 月 28 日～30 日の 3 日間、東京都三鷹市内の小学校および中学校の教員 10 名を受け入れました。

研修では、事務局から全銀協の組織と活動等について説明を行ったほか、全銀協作成の中学生向け生活設計・マネープランゲームの体験や、東京手形交換所、日本銀行、三菱東京 UFJ 銀行本店見学等を行いました。



## 2. 環境問題への取り組み

### (1) 日本経団連に「低炭素社会実行計画」に関するフォローアップ調査結果を提出

9 月 22 日、「低炭素社会実行計画」に関するフォローアップ調査の平成 25 年度調査結果を取りまとめ、日本経団連に提出しました（調査対象：正会員 120 行）。

全銀協では、低炭素社会実行計画における数値目標について、銀行業界のエネルギー使用の中心を占める電力使用の削減を目指すとし「2020 年度（平成 32 年度）における電力使用原単位（電力使用量／延べ床面積）を 2009 年度（平成 21 年度）比で 10.5%減とする」と設定しています。

この集計の結果、平成 23 年度以降に政府の節電要請への対応が本格化した影響を受けたことも

あり、平成 25 年度の電力使用原単位は 21 年度比 16.6%減という結果となり、会員各行の積極的な取り組みにより、数値目標を上回って達成しました。

また、廃棄物対策として、環境自主行動計画（循環型社会形成編）における数値目標を「平成 27 年度における再生紙および環境配慮型用紙購入率（本部・本店、システム・事務センター）を 75%以上とする」と設定しています。これについては集計の結果、平成 25 年度の紙の購入量に占める再生紙および環境配慮型用紙の割合は 77.5%でした。

### 銀行界の数値目標と 25 年度の調査結果

	数値目標	25 年度結果
低炭素社会実行計画	2020 年度（平成 32 年度）における電力使用原単位を 2009 年度（平成 21 年度）比で 10.5%減とする（電力使用量／延べ床面積） ※対象は全店。	電力使用原単位： 149.8kWh/m <sup>2</sup> （前年度比 0.9%減、 2009 年度（平成 21 年度）比 16.6%減）
環境自主行動計画（循環型社会形成編）	2017 年度（平成 27 年度）における再生紙 <sup>注1</sup> および環境配慮型用紙 <sup>注2</sup> 購入率を 75%以上とする ※対象は本部・本店、システム・事務センター。	再生紙および環境配慮型用紙購入率： <b>77.5%</b>

（注 1）古紙パルプ配合率 70%以上の用紙。

（注 2）森林資源の持続可能性を目指した環境ラベル（間伐財マーク、PEFC 森林認証プログラムや FSC 認証制度など）が商品に付されている用紙。または、植林木・間伐財等の森林資源の持続可能性に配慮されたパルプと古紙パルプの配合率を足して 70%以上の用紙。

### (2) 「第 7 回 ECO 壁新聞コンクール」の募集を開始

10 月 20 日、全国の小学生を対象とした「第 7 回 ECO 壁新聞コンクール」の募集を開始しました（共催：朝日小学生新聞。応募締切：平成 27 年 1 月 9 日）。

このコンクールは、募集テーマのなかから1つを選び、テーマに沿った壁新聞を作成してもらうもので、平成20年度から毎年実施しています。

今年度の募集テーマは、①銀行が環境を守るためにしていることを調べよう、②地球温暖化を防ぐためにはどうしたらいいか考えよう、③わたし(たち)やまわりの人が環境を守るためにしていることを紹介しよう、④生き物や植物を守るためにどうしたらいいか考えよう、⑤あなたが行っている節電を紹介しよう、⑥エコをテーマに新聞を作ろう(低学年限定テーマ)についての6つです。



入賞作品は、2月中旬に朝日小学生新聞紙面および全銀協ホームページで公表する予定です。

### (3) 「全国銀行 eco マップ」を更新

10月21日、全銀協ホームページ「全国銀行 eco マップ」を更新しました。

(<http://www.zenginkyo.or.jp/eeco/ecomap.html>)

このマップは、会員各行の環境問題に関する取組みの周知を目的としており、各行の環境貢献活動を銀行別・取組み内容別に一覧で見ることができます。取組み内容は、CO<sub>2</sub>削減、ゴミの削減、自然保護、環境配慮型商品、その他活動の5つに分類しています。

今年度は、129行の取組みを掲載しています。



## 3. 金融犯罪への取組み

### ○金融犯罪防止啓発イベントを開催

11月1日、金融犯罪防止啓発イベント「家族で防ごう 金融犯罪」を、東京都内(KITTE 1階アトリウム)で開催しました(協力:警察庁、金融庁)。



イベントでは、「家族(親子)で防ぐ」ことをテーマに、俳優の高橋英樹さん、フリーアナウンサーの高橋真麻さん親子をゲストとしてお迎えし、劇団ひまわりの寸劇により金融犯罪の手口を紹介するパフォーマンスを行うとともに、警察庁の協力を得て対策の解説を行いました。

当日は、延べ約1,000人が来場し、盛況のうちに終了しました。

#### 【発行】一般社団法人全国銀行協会

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3216-3761(代表)

掲載内容の印刷物・ウェブ上での無断複製・転載はご遠慮ください。